

日本電機工業会規格(案)

JEM 1000

規格票の様式及び作成方法

Rules for the layout and drafting of  
The Japan Electrical Manufacturers' Association Standards and Technical Reports

1982年(昭和 57年) 11月 2日 制定

2026年(令和 8年) 7月 17日 改正(第7回)



一般社団法人日本電機工業会

白 紙

DRAFT

## 目 次

ページ

1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	1
4	規格の目的	1
5	一般原則	1
6	主題及び規格の区分け	2
7	記述事項の表現形式	2
8	用字, 用語及び略語	2
9	数値, 量, 単位及び記号	2
10	引用・参照	2
11	名称	3
12	まえがき	3
13	序文	4
14	適用範囲	4
15	引用規格	4
16	用語及び定義	4
17	記号及び略語	4
18	測定方法及び試験方法	4
19	表示, 包装及び添付文書	5
20	附属書	5
21	参考文献一覧	5
22	箇条及び細分箇条	5
23	細別	5
24	注記	5
25	例	5
26	注	5
27	式	5
28	図	5
29	表	6
30	特許権など	6
31	商標名及び商標の使用	6
32	著作権	6
33	適合性評価	6

34	品質マネジメントシステム, 信頼性及び抜取検査	6
35	特定分野の品質マネジメントシステムの内容の扱い方	6
36	対応国際規格を基礎にしてJEM規格類を作成する場合の特別の補足事項	6
37	追補	6
38	規格票の大きさ及び体裁	6
39	解説	7
附属書A	(参考) 規格の作成者のためのチェックリスト	8
附属書B	(参考) 量及び単位の表記方法	8
附属書C	(参考) 国際的に標準化された項目の呼び方	8
附属書D	(規定) 目次	8
附属書E	(参考) まえがき及び序文の記載例	9
附属書F	(規定) 用語規格の作成方法並びに表形式の用語及び定義の表記方法	10
附属書G	(規定) JISと対応国際規格との対比表の様式及び記載方法	10
附属書H	(規定) 文章の書き方並びに用字, 用語, 記述符号及び数字	10
附属書I	(規定) 追補	10
附属書J	(規定) JEM規格類の規格票の体裁	11
附属書K	(規定) 解説	17
解説		19

DRAFT

白 紙

DRAFT

## まえがき

この規格は、JEM 1000改正原案作成WG及び標準化委員会の審議を経て、新事業・標準化政策委員会が改正した日本電機工業会規格である。

これによって、**JEM 1000:2020**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。一般社団法人日本電機工業会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

DRAFT

## 規格票の様式及び作成方法

## Rules for the layout and drafting of

## The Japan Electrical Manufacturers' Association Standards and Technical Reports

## 1 適用範囲

この規格は、日本電機工業会規格（JEM規格）及び日本電機工業会技術資料（JEM-TR）の様式及び作成方法について規定する。JEM規格とJEM-TRとを合わせてJEM規格類という。

JIS Z 8301:2019又はJIS原案作成のための手引【第24版】< JIS Z 8301:2019 対応 >（以下、手引という。）の箇条、細分箇条及び附属書を参照、引用又は適用する場合は、JIS Z 8301:2019又は手引の中で“日本産業規格”は“日本電機工業会規格”又は“日本電機工業会技術資料”、“JIS”は“JEM規格”又は“JEM-TR”、“〇〇大臣”は“一般社団法人日本電機工業会”、“日本産業標準調査会”及び“認定産業標準作成委員会”は“新事業・標準化政策委員会”にそれぞれ読み替えて適用する。

この規格に適用するJIS Z 8301:2019の附属書は、附属書A、附属書B、附属書D～附属書F、附属書H～附属書Jとして引用する。

この規格では、JIS Z 8301:2019で規定する次の事項、及び次の事項に関連する事項は、適用しない。

- 規格群（部編成）
- 対応国際規格

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格などは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。

JIS Z 8301:2019 規格票の様式及び作成方法

JIS原案作成のための手引【第24版】< JIS Z 8301:2019 対応 >

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS Z 8301:2019の箇条3による。

## 4 規格の目的

規格の目的は、JIS Z 8301:2019の箇条4による。

## 5 一般原則

一般原則は、JIS Z 8301:2019の箇条5による。

## 6 主題及び規格の区分け

主題及び規格の区分けは、**JIS Z 8301:2019の箇条6**による。

## 7 記述事項の表現形式

記述事項の表現形式は、**JIS Z 8301:2019の箇条7**による。

## 8 用字，用語及び略語

用字，用語及び略語は、**JIS Z 8301:2019の箇条8**による。

## 9 数値，量，単位及び記号

数値，量，単位及び記号は、**JIS Z 8301:2019の箇条9**による。

## 10 引用・参照

引用・参照は、**JIS Z 8301:2019の箇条10**によるほか、次による。

- ・ **JIS Z 8301:2019の10.1**の第6段落（転載に関する規定）を、次に置き換える。

他の文献から文章又は図若しくは表を転載する場合は、転載元となる文献の発行元に転載許可を得るとともに出典を記載する。元の文献の記載内容を一部修正して転載する場合は、その修正内容も説明する。

他の規格などの本文の要求事項を転載して当該規格の要求事項とする場合は、注記で転載部分が明確に分かるように説明する。

他の規格などから参考情報として文章を転載する場合は、転載部分を枠で囲う。

記載例を次に示す。ただし、**JIS Z 8301:2019の例5**（図を一部修正して転載する例）とし、その前に次の**例1**～**例4**を追加する。

### 例1 （他の規格などの本文の要求事項を転載して当該規格の要求事項とする例）

温度及び温度上昇の値は、端子に接続された導線が裸線の場合も有効とする。

**注記** この規定は、著作権者の許可を得て**JIS C 62271-200:2021の表3の注<sup>3)</sup>**から転載している。

### 例2 （他の規格などから参考情報として文章を転載する例）

東京都火災予防条例の蓄電池設備に関する規則の抜粋を、次に示す。

○火災予防条例

昭和三七年三月三十一日

条例第六五号

(変電設備)

第十一条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 水が浸入し、又は浸透するおそれのない措置を講じた場所に設けること。

二 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。

### 例3 (表を転載する例)

表x—動作過電圧

単位 kV

定格電圧	動作過電圧
3.6	26
7.2	36

出典：JIS C 4604の表8

### 例4 (表を一部修正して転載する例)

表y—1000 Vを超過する電線路の公称電圧及び最高電圧

単位 V

公称電圧	3300	6600	11000	22000	33000
最高電圧	3450	6900	11500	23000	34500

出典：JIS C 0000:2026の表1（著者の許可を得て、表をJEM規格の様式に修正し、公称電圧66 000 kV以上の値及び備考欄を省略の上、転載）

### 例5 (図を一部修正して転載する例)

JIS Z 8301:2019参照

## 11 名称

名称は、JIS Z 8301:2019の**箇条11**による。

## 12 まえがき

まえがきは、JIS Z 8301:2019の**箇条12**によるほか、次による。

・JIS Z 8301:2019の**12.5.1のa)**を次に置き換える。

a) 制定又は改正の根拠 制定又は改正の根拠を示す定型文は、次による。

この規格（技術資料）は、XXXX技術専門委員会及び標準化委員会の審議を経て、新事業・標準化政策委員会が制定（改正）した日本電機工業会規格（技術資料）である。

上記の定形文において、“〇〇技術専門委員会”は、複数記載してもよい。例えば、“〇〇WG, 〇〇技術専門委員会”と記載してもよい。

### 13 序文

序文は、JIS Z 8301:2019の**箇条13**による。

### 14 適用範囲

適用範囲は、JIS Z 8301:2019の**箇条14**による。

### 15 引用規格

引用規格は、JIS Z 8301:2019の**箇条15**によるほか、次による。

- ・ JIS Z 8301:2019の**15.5.2.4**を次に置き換える。

引用規格の並べ方は、次の順とし、同種の規格又は規范文書の中では、規格番号又は文書番号、文書記号、文書名などの順とする。

- 日本電機工業会規格（JEM規格）
- 日本電機工業会技術資料（JEM-TR）
- 日本産業規格（JIS）
- 国内団体規格（JEC規格、JCSなど）
- 国際規格（IEC規格、ISO規格など）
- 海外規格（EN規格、ASTM規格など）
- 規范文書（JIS原案作成のための手引など）

### 16 用語及び定義

用語及び定義は、JIS Z 8301:2019の**箇条16**による。

### 17 記号及び略語

記号及び略語は、JIS Z 8301:2019の**箇条17**による。

### 18 測定方法及び試験方法

測定方法及び試験方法は、JIS Z 8301:2019の**箇条18**による。

## 19 表示, 包装及び添付文書

表示, 包装及び添付文書は, JIS Z 8301:2019の**箇条19**による。

## 20 附属書

附属書は, JIS Z 8301:2019の**箇条20**による。

## 21 参考文献一覧

参考文献一覧は, JIS Z 8301:2019の**箇条21**による。

## 22 箇条及び細分箇条

箇条及び細分箇条は, JIS Z 8301:2019の**箇条22**による。

## 23 細別

細別は, JIS Z 8301:2019の**箇条23**による。

## 24 注記

注記は, JIS Z 8301:2019の**箇条24**による。

## 25 例

例は, JIS Z 8301:2019の**箇条25**による。

## 26 注

注は, JIS Z 8301:2019の**箇条26**による。

## 27 式

式は, JIS Z 8301:2019の**箇条27**による。

## 28 図

図は, JIS Z 8301:2019の**箇条28**による。

## 29 表

表は、JIS Z 8301:2019の**箇条29**による。

## 30 特許権など

特許権などは、JIS Z 8301:2019の**箇条30**による。

## 31 商標名及び商標の使用

商標名及び商標の使用は、JIS Z 8301:2019の**箇条31**による。

## 32 著作権

著作権は、JIS Z 8301:2019の**箇条32**による。

## 33 適合性評価

適合性評価は、JIS Z 8301:2019の**箇条33**による。

## 34 品質マネジメントシステム、信頼性及び抜取検査

規格の目的は、JIS Z 8301:2019の**箇条34**による。

## 35 特定分野の品質マネジメントシステムの内容の扱い方

特定分野の品質マネジメントシステムの内容の扱いは、JIS Z 8301:2019の**箇条35**による。

## 36 対応国際規格を基礎にしてJEM規格類を作成する場合の特別の補足事項

JEM規格類は、対応国際規格を基礎としないため、JIS Z 8301:2019の**箇条36**は、適用しない。

## 37 追補

追補は、JIS Z 8301:2019の**箇条37**による。

## 38 規格票の大きさ及び体裁

規格票の大きさ及び体裁は、JIS Z 8301:2019の**箇条38**による。

### 39 解説

解説は、**附属書K**による。

DRAFT

**附属書A**  
**(参考)**  
**規格の作成者のためのチェックリスト**

規格の作成者のためのチェックリストは、JIS Z 8301:2019の**附属書A**による。

**附属書B**  
**(参考)**  
**量及び単位の表記方法**

量及び単位の表記方法は、JIS Z 8301:2019の**附属書B**による。

**附属書C**  
**(参考)**  
**国際的に標準化された項目の呼び方**

JIS Z 8301:2019の**附属書C**は、適用しない。

**附属書D**  
**(規定)**  
**目次**

目次は、JIS Z 8301:2019の**附属書D**による。

## 附属書E (参考) まえがき及び序文の記載例

### E.1 まえがきの記載例

JIS Z 8301:2019のE.1の例を次に置き換えて適用する。

なお、例1に示す著作権に関わる部分及び特許権などに関わる部分は、例1以外でも該当する場合には記載する。

**注記** これらの例は、著作権者の許可を得てJIS Z 8301:2019の附属書Eの例を一部修正して転載している。

**例1** (制定の場合)

この規格は、〇〇技術専門委員会及び標準化委員会の審議を経て、新事業・標準化政策委員会が制定した日本電機工業会規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。一般社団法人日本電機工業会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**例2** (改正の場合)

この規格は、〇〇技術専門委員会及び標準化委員会の審議を経て、新事業・標準化政策委員会が改正した日本電機工業会規格である。これによって、JEM XXXX:20xxは改正され、この規格に置き換えられた。

**例3** (複数の規格が一つの規格に統合され新しい規格として発行される場合)

この規格は、〇〇技術専門委員会及び標準化委員会の審議を経て、新事業・標準化政策委員会が制定した日本電機工業会規格である。これによって、JEM XXXX:20xx、JEM XXXY:20yy及びJEM XXXZ:20zzは廃止され、この規格に置き換えられた。

**例4** (複数の規格のうち一つが改正され、そのほかが廃止になる場合)

この規格は、〇〇技術専門委員会及び標準化委員会の審議を経て、新事業・標準化政策委員会が改正した日本電機工業会規格である。これによって、JEM XXXX:20xxは改正されこの規格に置き換えられ、また、JEM XXXY:20yy及びJEM XXXZ:20zzは廃止され、この規格に置き換えられた。

**例5** (一つの規格を複数の規格に分割し、元の規格の一部が分割して制定される規格の一つに置き換えられる場合)

この規格は、〇〇技術専門委員会及び標準化委員会の審議を経て、新事業・標準化政策委員会が制定した日本電機工業会規格である。これによって、JEM XXXA:20aaは廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。

## E.2 序文の記載例

JIS Z 8301:2019のE.2は、適用しない。

**附属書F  
(規定)****用語規格の作成方法並びに表形式の用語及び定義の表記方法**

用語規格の作成方法並びに表形式の用語及び定義の表記方法は、JIS Z 8301:2019の**附属書F**による。

**附属書G  
(規定)****JISと対応国際規格との対比表の様式及び記載方法**

JIS Z 8301:2019の**附属書G**は、適用しない。

**附属書H  
(規定)****文章の書き方並びに用字，用語，記述符号及び数字**

文章の書き方並びに用字，用語，記述符号及び数字は、JIS Z 8301:2019の**附属書H**による。

**附属書I  
(規定)  
追補**

・追補は、JIS Z 8301:2019の**附属書I**によるほか、次による。

**注記** これらの置き換えた文章は、著作権者の許可を得てJIS Z 8301:2019の**附属書I**を一部修正して規定している。

・ **I.3 a)**は、“追補X のまえがき”の内容を次に置き換えて適用する。

この**JEM XXXA**の追補Xは、〇〇技術専門委員会及び標準化委員会の審議を経て、新事業・標準化政策委員会が**JEM XXXA:20aa**を改正した内容だけを示すものである。**JEM XXXA:20aa**は、この追補Xの内容の改正がされ、**JEM XXXA:20bb**となる。

・ **I.3 b)**は、適用しない。

・ **I.3 c)**は、定型文の内容を次に置き換えて適用する。

“**JEM XXXA:20aa** を、次のように改正する。”

## 附属書J (規定) JEM規格類の規格票の体裁

JEM規格類の規格票の体裁は、JIS Z 8301:2019の附属書Jを次に置き換えて適用する。

なお、この附属書はJEM規格を例として記載している。JEM-TRの場合は、“JEM”を“JEM-TR”に、“規格”を“技術資料”にそれぞれ読み替えて適用する。

### J.1 規格票の体裁

#### J.1.1 表紙

規格票の表紙の体裁は、図J.1による。



改正の場合は、“制定”年月日の次の欄に最新の“改正”年月日及び改正回数を記載する(第1回目の改正は除く)。

図J.1—規格票の表紙の体裁

## J.1.2 目次

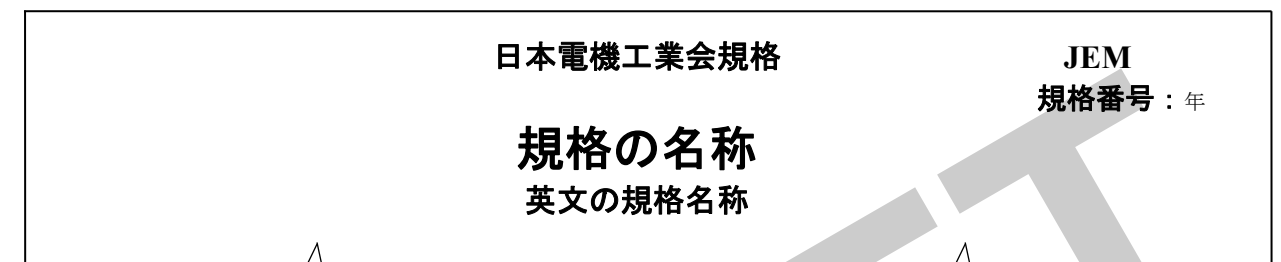
目次は、表紙の次に位置付ける。

## J.1.3 まえがき

まえがきは、目次の次に位置付ける。

## J.1.4 最初のページ

規格票の第1ページの体裁は、**図J.2**による。

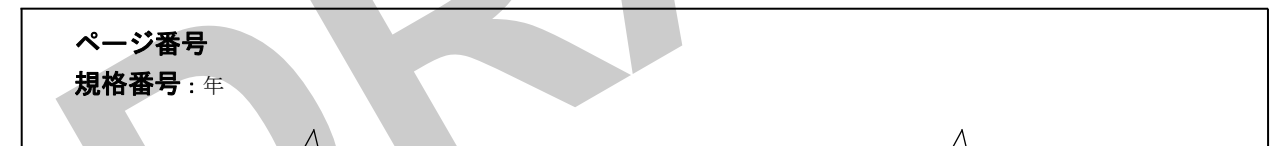


年は、制定年（改正された場合には最終の改正年）を、西暦で記載する。ただし、同一年内に改正したときには、改正年の後に“R”と記載する。また、本体第1ページには、ページ番号を付けない。

**図J.2—規格票の第1ページの体裁**

## J.1.5 第2ページ以降

規格票の第2ページ以降の体裁は、**図J.3**による。



“ページ番号”及び“JEM XXXX:西暦年”は、偶数ページは紙面の左上隅に、奇数ページは紙面の右上隅に記載する。

**図J.3—規格票の第2ページの体裁**

## J.1.6 解説

a) 解説の第1ページの体裁は、**図J.4**による。



**図J.4—解説の第1ページの体裁**





### J.1.9 太字

太字は、JIS Z 8301:2019のJ.1.4による。

## J.2 追補の体裁

### J.2.1 表紙

追補の表紙の体裁は、**図J.6**による。追補の欄には、発行回数（例えば、追補1）を記載する。

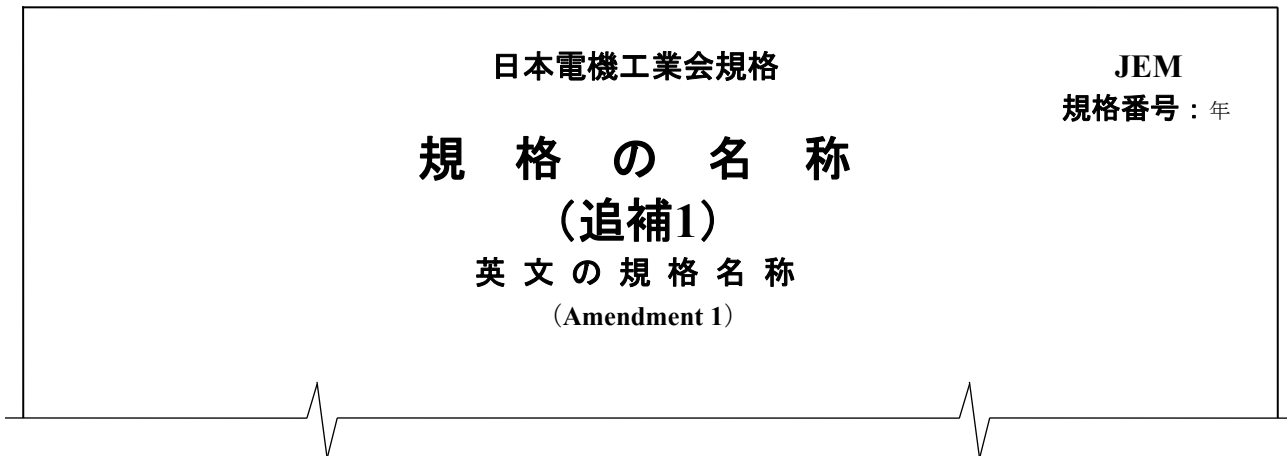


図J.6—追補の表紙の体裁

### J.2.2 最初のページ

追補の第1ページの体裁は、**図J.7**による。

なお、追補の欄には、発行回数（例えば、追補1）を記載する。



図J.7—追補の第1ページの体裁

### J.2.3 第2ページ以降

追補の第2ページ以降の体裁は、J.1.5による。

DRAFT

## 附属書K (規定) 解説

### K.1 一般事項

解説の一般事項は、手引の10.1による。

### K.2 構成

#### K.2.1 制定の場合

制定の場合の項目は、次の中から必要なものを選び、通常、この順に記載する。このうち、**a)**、**b)**及び**j)**は必須とする。**e)**は、記載することが望ましい。また、**a)**及び**b)**は“制定の趣旨及び経緯”として、一つの箇条にまとめて記載してもよい。

- a) 制定の趣旨
- b) 制定の経緯
- c) 審議中に特に問題となった事項
- d) 特許権などに関する事項
- e) 構成要素
- f) 法規との関係
- g) 他の規格との関係
- h) 懸案事項
- i) その他の解説事項
- j) 原案作成委員会の構成表

**注記** この規定は、著作権者の許可を得て、手引の10.2.1を**e)**及び**g)**を修正して転載している。

#### K.2.2 改正の場合

改正の場合の項目は、次の中から必要なものを選び、通常、この順に記載する。このうち、**a)**、**b)**、**c)**、**f)**及び**i)**は必須とする。**g)**は、記載することが望ましい。

- a) 制定の趣旨
- b) 今回の改正までの経緯
- c) 今回の改正の趣旨
- d) 審議中に特に問題となった事項
- e) 特許権などに関する事項
- f) 主な改正点
- g) 構成要素
- h) 法規との関係
- i) 他の規格との関係
- j) 懸案事項

k) その他の解説事項

l) 原案作成委員会の構成表

**注記** この規定は、著作権者の許可を得て、手引の**10.2.2のa)**を分割して細別番号を変更し、かつ、手引の**10.2.2のf)**を修正し**g)**とし、更に**h)**を修正し**i)**として転載している。

### K.3 記載内容

解説の記載内容は、手引の**10.3**によるほか、次による。

手引の**10.3のk)**を次に置き換える。

k) 原案作成に関わった委員会の構成表を次によって記載する。

1) 委員会の記載順は、次による。

- ・新事業・標準化政策委員会
- ・標準化委員会
- ・原案作成委員会
- ・原案作成した分科会又はWG（設置した場合）

2) 委員会ごとの構成員の記載順は、次による。

- ・委員長又は主査
- ・副委員長又は副主査（選任した場合）
- ・委員
- ・関係者（委員会の構成員以外の協力者など）
- ・事務局

3) 構成員ごとの記載事項は、次による。

- ・役職 [2)参照]。ただし、2番目以降は、記載を省略する。
- ・氏名
- ・所属（法人名）

なお、原案作成の途中で構成員を交替した場合は、可能な限り新旧両名を記載しておくのがよい。所属の後に括弧書きで退任又は就任の時期を記載する。

例 ○○ ○○ △△△△株式会社（○○○○年○月まで）  
□□ □ △△△△株式会社（○○○○年○月から）

## JEM 1000 : 2026

# 規格票の様式及び作成方法 解説

この解説は、本体及び附属書に規定・記載した事柄、並びにこれらに関連した事柄を説明するもので、規格の一部ではない。

### 1 制定の趣旨

多くの規格は、その規定の一部を構成するために別の規格を引用している。この場合、一つの規格を使用する際には、それらの引用規格を同時に用いることになる。このとき、これらの規格の様式が統一されていることが望ましいことから、事務局内で1977年から暫定規格として運用していた。しかし、このような規定は、規格に関わる関係者が、規格を正しく、かつ、一義的に解釈するためにも必要であるので、JEM規格として制定することとし、1982年にJIS Z 8301（規格票の様式）を引用する形でこの規格を制定した。

### 2 今回の改正までの経緯

この規格は、1990年、1996年、2000年、2005年、2009年及び2020年（以下、旧規格という。）の改正を経て今回の改正に至った。

今回、標準化委員会は、JEM 1000改正原案作成WGを組織し、原案を作成した。

### 3 今回の改正の趣旨

他の規格などの本文、図表などをJEM規格類に転載する場合の表現方法について、知的財産権保護の観点から明確化することを目的に、この規格を改正することとした。

### 4 主な改正点

#### 4.1 引用規格（箇条2）

JIS Z 8301の改正が数年後に想定されており、最新版が適用されるとこの規格との間で齟齬が生じる懸念があるため、JIS Z 8301:2019を年版指定することとした。

#### 4.2 引用・参照（箇条10）

旧規格の規定及び例示では転載時の表現方法に曖昧さがあり、転載箇所が不明確となる懸念があった。

今回の改正では、他の規格などの本文の要求事項を転載して当該規格の要求事項とする例、他の規格などから参考情報として文章を転載する例、表を転載する例、表を一部修正して転載する例及び図を一部修正して転載する例を示した。また、要求事項文を転載する場合には、注記で転載部分が明確に分かるように説明することとした。

### 4.3 解説（箇条39・附属書K）

旧規格では、規定の大半がJIS原案作成のための手引の内容を転載していた。今回の改正ではJIS原案作成のための手引を引用することとし、JISとJEM規格との差分だけを**附属書K**に規定した。

## 5 原案作成委員会構成表

この規格の原案作成委員会の構成表を、次に示す。

DRAFT